

# 古平町国土強靭化地域計画



令和 2 年（2020 年）3 月

<令和 7 年（2025 年）3 月改定>

## 【 目 次 】

### 第1章 地域の強靭化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 古平町強靭化の必要性	3
4 古平町強靭化の目標	4
5 本計画の対象とするリスク	5

### 第2章 古平町の地域特性

1 地理的条件	6
2 社会的条件	11

### 第3章 脆弱性の評価及び強靭化のための施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方	15
2 古平町における主な災害リスクの想定	15
3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	17
4 施策プログラムの考え方	18
5 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム	18
6 施策プログラムの推進と重点化	34

### 第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	35
2 施策の推進管理	35
3 古平町強靭化のための推進事業	35

別表 古平町強靭化のための主な推進事業	36
---------------------	----

## 第1章 地域の強靭化の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

---

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなり、国において、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

また、北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっており、北海道の強靭化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靭化計画」が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

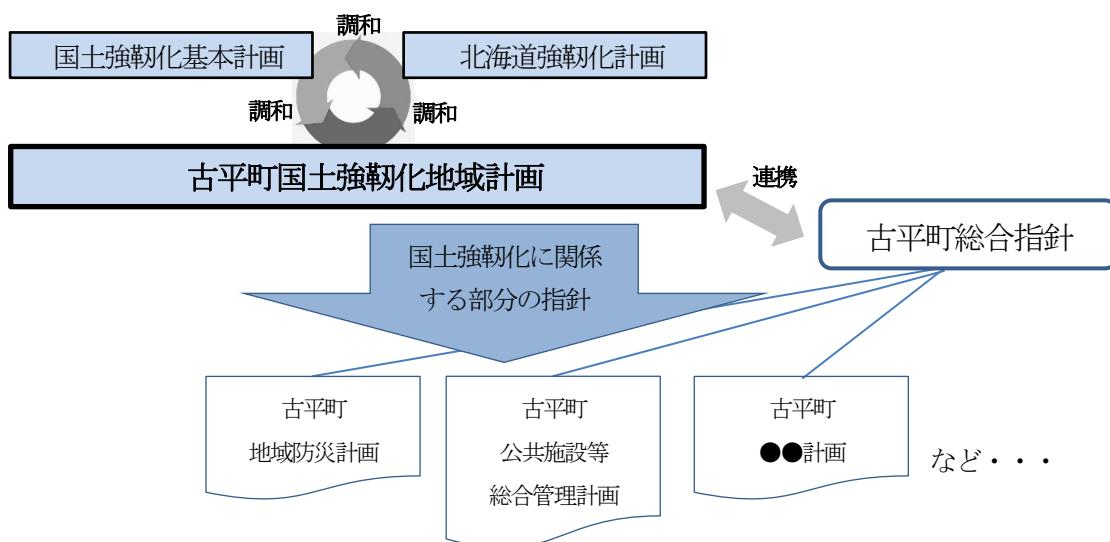
この間、古平町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところですが、自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるとともに、国・北海道全体の強靭化を進める上でも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくかなければなりません。

こうした基本認識の下、本町における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「古平町国土強靭化地域計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 国の基本計画、道の強靭化計画及び本町の総合指針等との関係

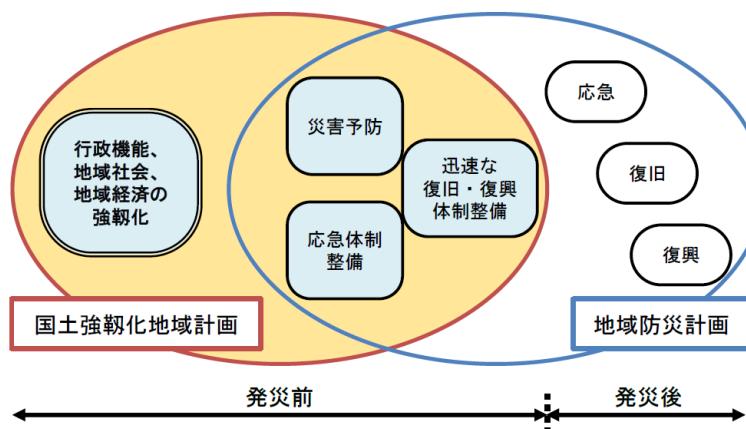
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針になるものと位置付けられるものです。このため、まちづくりの基本的な方向性を示す古平町総合指針のほか、各分野の個別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策との整合性を図り、長期的な視点に立って一体的に推進していきます。



### (2) 地域防災計画との関係

本町では、災害対策基本法に基づき「古平町地域防災計画」を策定し、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるよう、地域特性を考慮し行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靭化に関する総合的な指針となっています。



### 3 古平町強靭化の必要性

---

古平町は、人口減少や少子高齢化の進行などの地域課題が生じているほか、住民の安全・安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラの整備・更新が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

このような状況の下、本町においては、地震や津波、豪雨・豪雪など様々な自然災害リスクのほか、泊発電所に関連した原子力災害のリスクが存在しており、これらの災害発生時には、本町が抱える地域課題とも相まって、甚大な被害が生じることも懸念されます。

こうしたリスクに正面から向き合い、災害に対する脆弱性を克服し、強靭なまちづくりを進めることは、将来にわたる町民の安全・安心の確保はもとより、北海道、さらには我が国全体の強靭化を図る上で不可欠といえます。

## 4 古平町強靭化の目標

古平町強靭化の意義は、大規模な災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するとともに、北海道や我が国全体の強靭化に貢献していくことにあります。

また、本町の強靭化は、大規模災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能強化を図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など、平時の政策課題の解決にも有効に作用するものでなくてはなりません。このため、本町のみならず、国、道、関係市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取組を進めていく必要があります。

以上の考え方から、本町の強靭化を推進するに当たり、国の基本計画に掲げる「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を踏まえ、次のとおり目標を定めます。

### 1. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小に留めること
- (4) 迅速な復旧・復興が図られること

### 2. 事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保すること
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備すること

## 5 本計画の対象とするリスク

国の基本計画では、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクについて、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることなどから、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定するとされており、また、北海道強震化計画においても、対象リスクは大規模自然災害とされています。

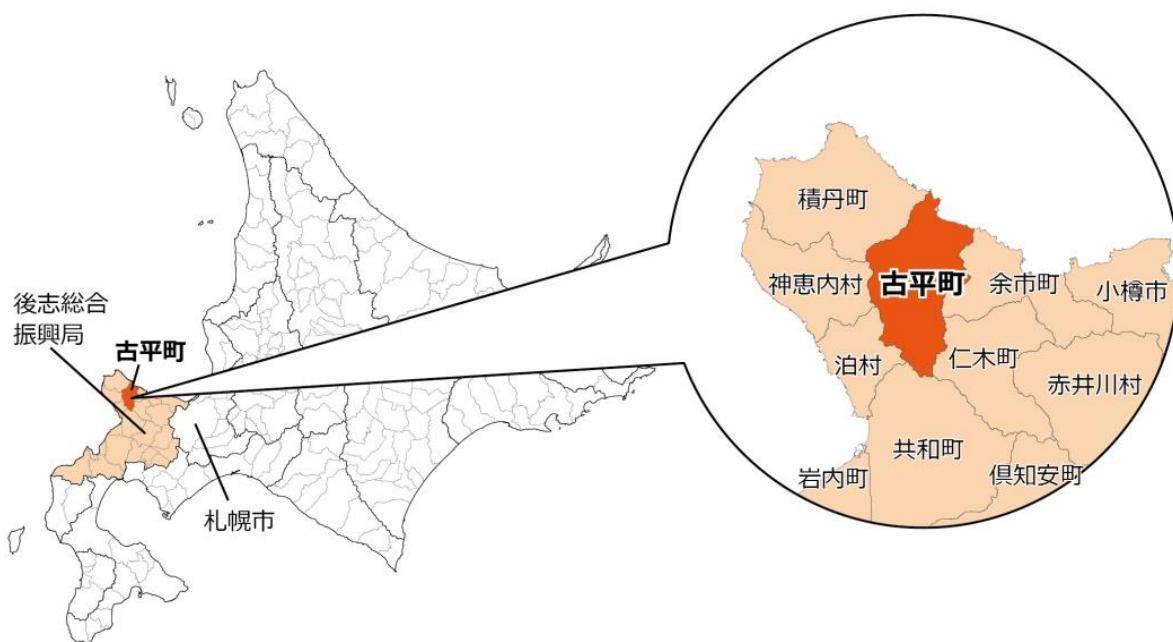
こうした国や道の計画におけるリスク設定の考え方を基本としつつ、古平町全域が泊発電所から半径30キロメートル圏のUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に含まれる地理的条件を踏まえて、本計画の対象とするリスクは、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般及び原子力災害とします。

## 第2章 古平町の地域特性

### 1 地理的条件

#### (1) 位置及び地勢

本町は、後志総合振興局管内、積丹半島の東側中央部に位置し、東西 12 km、南東 16 km、総面積 188.38 km<sup>2</sup>、札幌市から約 75 km の距離にあります。東・南・西の3方向は山地を介して余市町など6町村と接しており、北方は日本海に面しています。

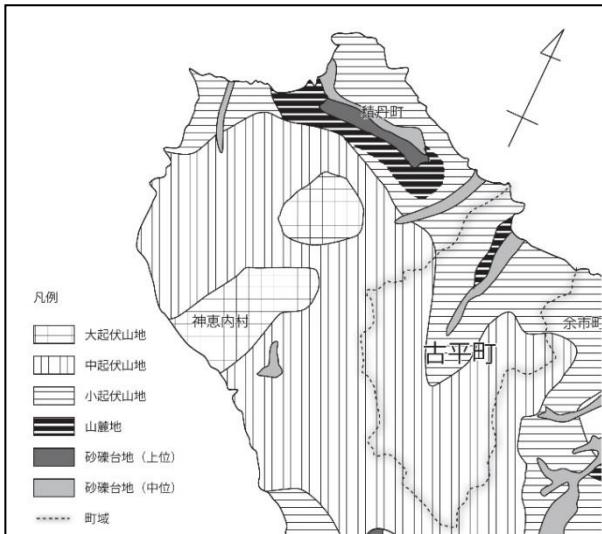


総面積の約 90% が山林で、地形は南北に長く、その中央を古平川が縦貫して河口周辺に平坦地をつくり、この地区と西北部を流れる丸山川沿いに人口が集中し、市街地を形成しています。海岸線は浸食によって急峻ながけ地となっていますが、古平川沿線に砂礫台地となっているほかは、山麓地及び小起伏山地に分類され起伏は比較的小さくなっています。町域南部の山林地域は中起伏山地に区分され、比較的なだらかな山地です。

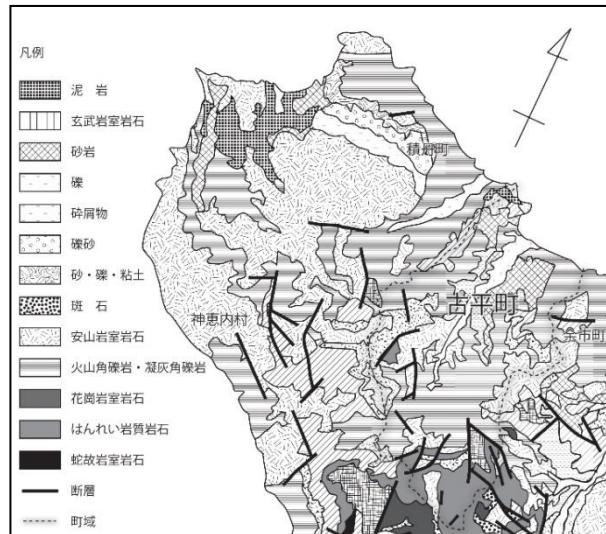
地質は新三紀層の黒松内層に属し、低地帯は良質な沖積土で覆われています。丘陵地帯は重粘層で山岳は那須火山系の新第三紀中新世火成岩層で岩質は砂岩、礫、碎屑物、凝灰角礫岩等で構成されています。

また、町域南西部においては、断層があり、泥岩、花崗岩室岩石、はんれい岩質岩石等が混在する表層地質となっています。

図表…地形分類図



図表…表層地質図



土地分類基本調査（国土交通省）より引用

## (2) 気候

本町は、対馬暖流の影響により寒暖の差は比較的少なく、過去 10 ヶ年の平均気温が 8.4°C、平均降水量は約 1836.4 mm、平均降雪量は 721 cm です。

濃霧が発生することは稀で降霜の時期も短い一方、冬期間は北西の季節風を受けるために積雪が多く、特別豪雪地帯に指定されていますが、概して温暖で地表が凍結することは稀です。

図表 気象の状況

項目 年	年平均気温 (°C)	日最高気温 の平均 (°C)	日最低気温 の平均 (°C)	降水量 (mm)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
平成 27 年	8.4	12.7	4.1	1,870.5	841	134
平成 28 年	7.8	12.0	3.3	1,771.5	759	95
平成 29 年	7.6	12.0	3.0	2,025.5	737	118
平成 30 年	7.9	12.2	3.5	2,057.5	826	128
平成 31 年	8.3	12.9	3.4	1,483.5	583	99
令和 2 年	8.4	12.7	4.1	1,703.0	629	88
令和 3 年	8.5	13.3	3.8	2,107.5	686	124
令和 4 年	8.6	13.2	3.8	1,659.0	681	123
令和 5 年	9.3	13.9	4.5	1,917.0	710	125
令和 6 年	8.8	13.5	4.1	1,768.5	758	133
平均値	<b>8.4</b>	<b>12.8</b>	<b>3.8</b>	<b>1,836.4</b>	<b>721</b>	<b>116.7</b>

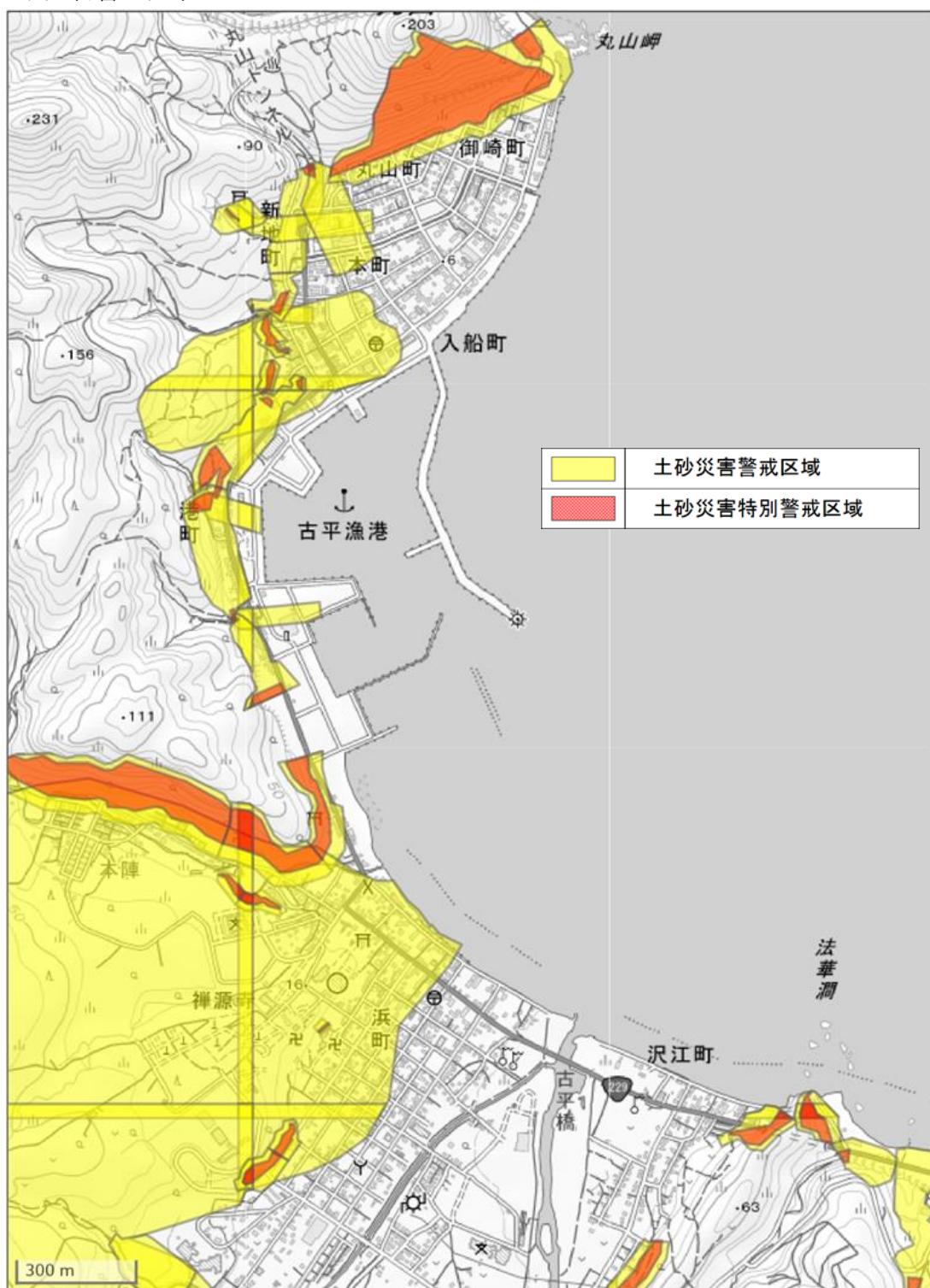
出典：気象庁アメダス(美國)、降雪量、最深積雪 (余市)

### (3) 災害

市街地の山側では土砂災害、漁港付近では津波、古平川沿いでは洪水の危険（ハザード）地域に指定されています。平成 22 年には、古平川氾濫による浸水被害が発生しました。

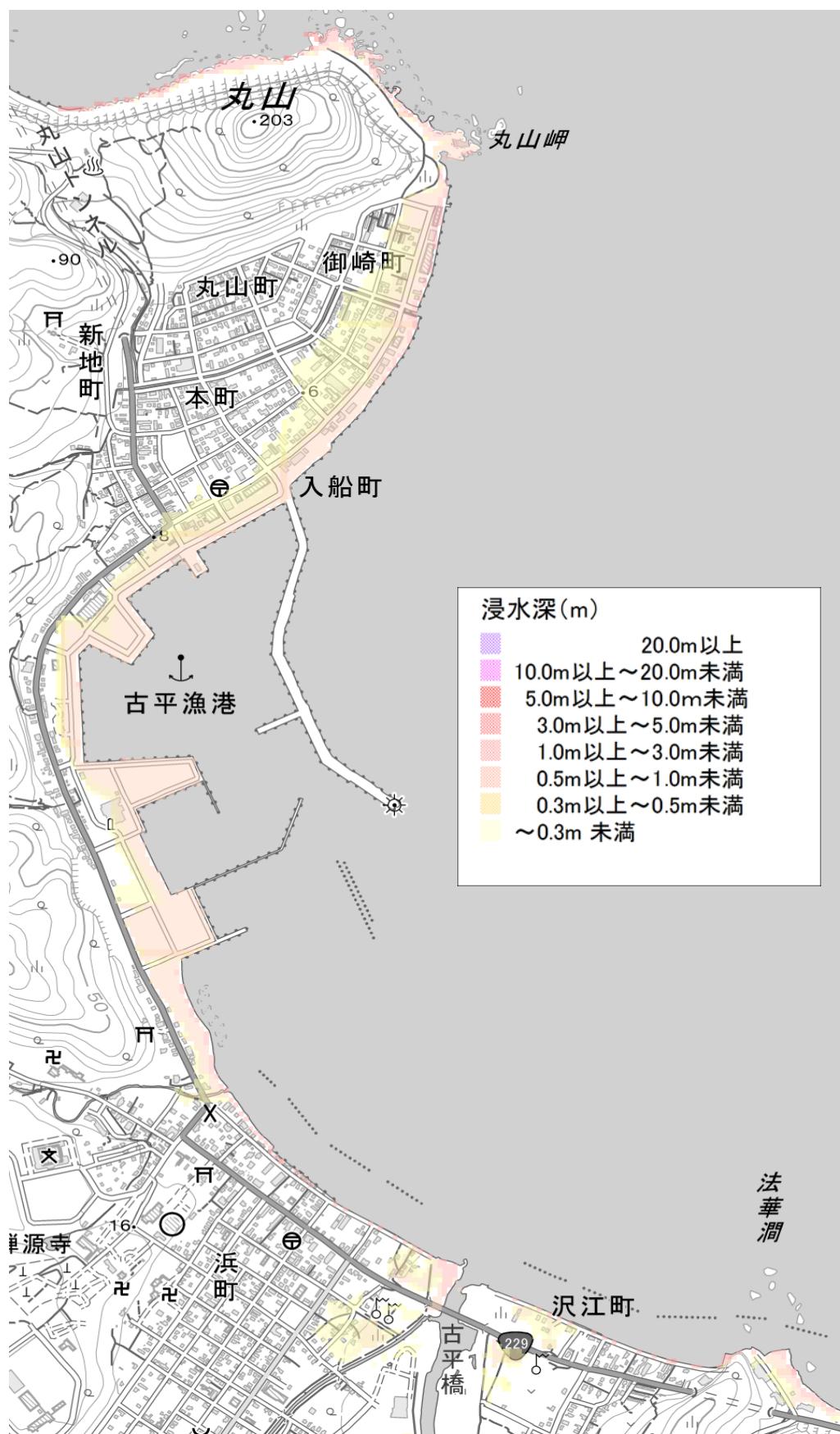
中心市街地では、これら災害の危険区域とは重なっているところは少ないが、東部市街地の北西部や西部市街地の北部においては、土砂災害警戒区域と重なっている区域が存在します。

《土砂災害警戒区域》



資料: 国土数値情報(国土交通省)

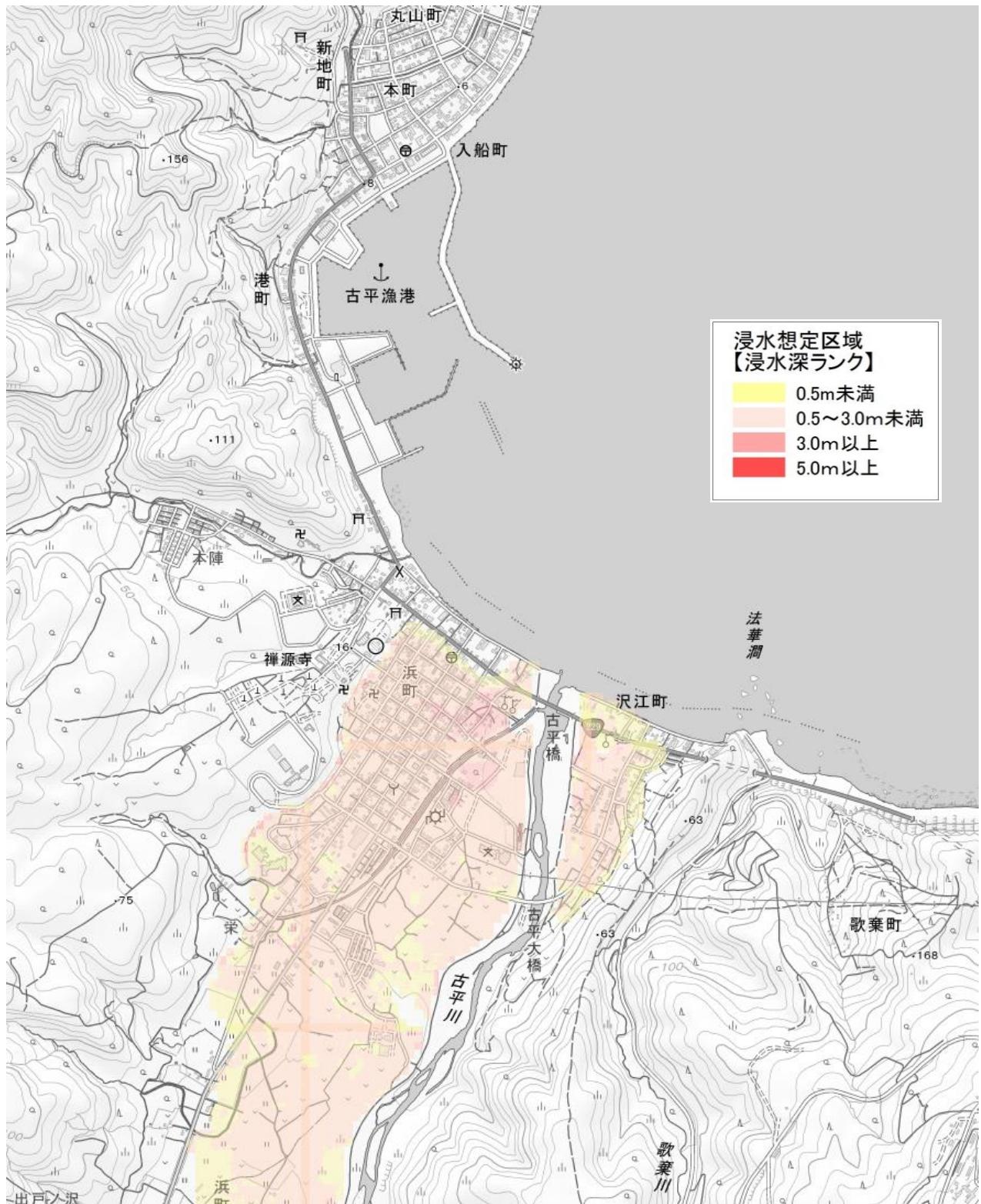
《津波浸水区域》



資料: 国土数値情報(国土交通省)

【津波浸水想定】

《《浸水想定区域(河川)》》



資料:国土数値情報(国土交通省)  
【洪水浸水想定区域】

## 2 社会的条件

### (1) 沿革

本町は、江戸時代に松前藩の統治下から「古比羅」又は「フルビラ場所」と呼ばれ、ニシン漁場として拓かれてきました。明治2年（1869）には明治政府によって後志国古平郡として開拓出張所が設けられました。

明治35年に2級町村制が実施され、現在の行政区域を管轄する古平郡古平町が誕生、その後も漁業、鉱山、加工業などで発展し、昭和30年（1955）には、人口が10,073人とピークに達しましたが、以降は過疎化により人口減少の一途をたどっています。

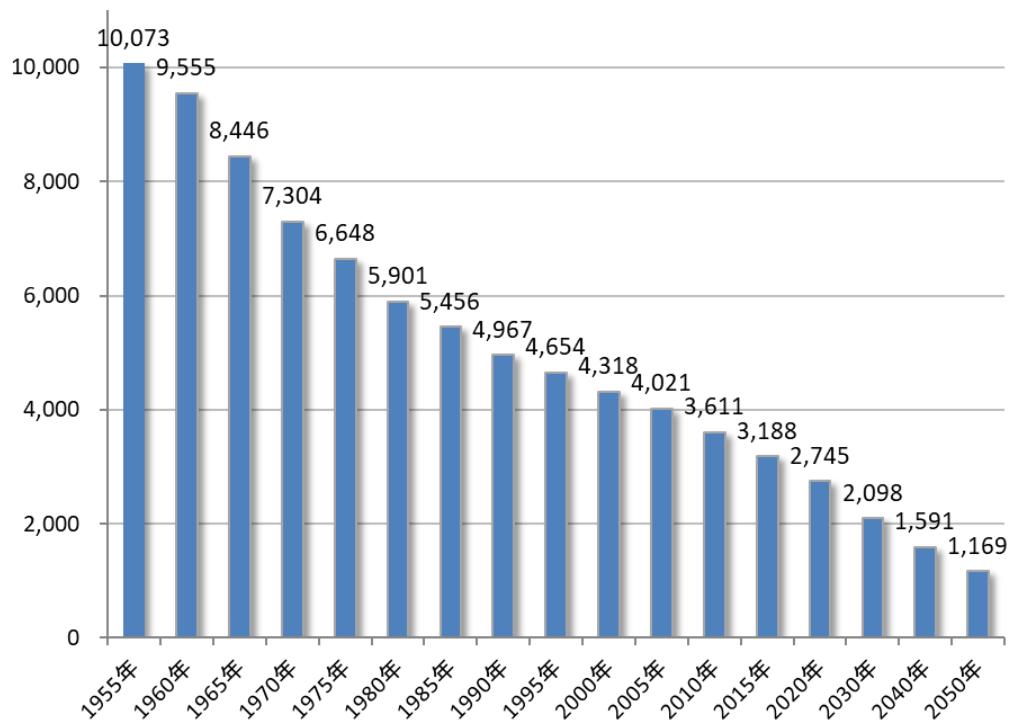
近年では、平成8年（1996）に豊浜トンネル崩落という悲惨な経験をしましたが、それを教訓に「安全・安心なまち」「住みよいまち」となるよう、インフラ整備等に努めました。

平成30年に迎えた開町150年の節目を経て、魅力ある町を次の世代に引き継いでいくためには「安心して暮らせる持続可能なまちづくり」の実現が不可欠であり、町では、地域防災センター、図書館、地域交流センター及び役場庁舎の機能を併せ持った複合施設の整備をはじめとして各般の取組を進めています。

### (2) 人口

本町の人口は、昭和30年（1955年）の10,073人をピークに減少を続け、令和2年（2020年）国勢調査値で2,745人まで減少しています。

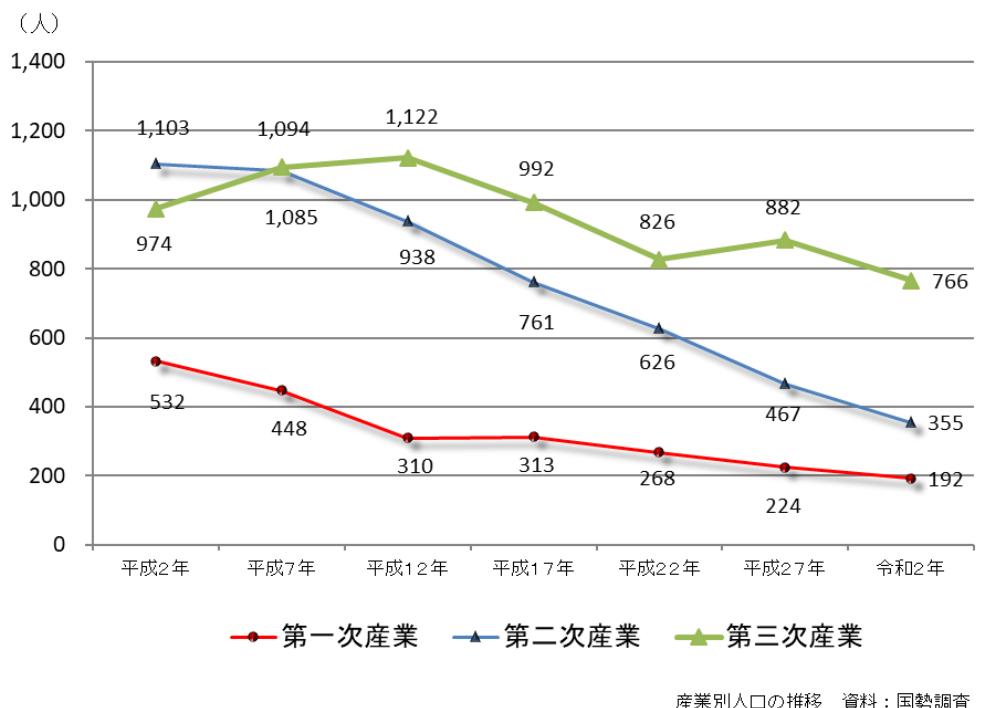
また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によると、今後さらなる人口減少が予測され、2050年には約1,169人まで減少すると推計されています。



出典：2020年までは国勢調査による実績値。  
2030年、2040年、2050年は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の地域別将来推計人口」

### (3) 産業

産業別就業者数の推移をみると、漁業を中心とする第一次産業の就業者数は、平成2年の532人から、令和2年には192人、第二次産業の就業者数は、平成2年の1,103人から令和2年は355人、第三次産業は平成2年の974人から令和2年は766人といずれも減少しています。



産業別就業者の構成比をみると、全国、北海道と比較して、第一次産業の割合が高くなっています。



#### (4) 生活環境

##### ①道路

本町には国道 229 号、道道古平神恵内線、道道蕨台古平線、町道が 134 路線があります。国道については 1 箇所クラシックが存在し、安全確保の妨げにもなっていることや、町道については新設整備の必要性は少ないものの、老朽化の激しい路線の舗装改修を進めるなど円滑な交通の確保が求められています。

区分	実延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)
国道	7.7	7.7	100.0
道道	23.1	23.1	100.0
町道	68.5	37.0	54.0

出典:古平町都市計画マスタープラン(2019年3月)

##### ②公共交通

小樽市～積丹町をつなぐ国道 229 号線で路線バスが運行しています。また、町内移動の手段として、西部・東部両市街地の主な施設を巡回する町営コミュニティバスを運行していますが、人口減少や高齢化に対応するために、さらなるサービスの改善・効率化が求められています。

##### ③上下水道

本町の上水道は、昭和 40 年、古平川水系泥の木川に水源を求めて創設して以来、増大する水需要に対応して給水区域の整備・改良を行ってきており、令和 5 年度末における普及率は、97.8% となっています。なお、平成 31 年 3 月には、老朽化した排泥管の損傷による漏水に起因して、町内全域が 9 日間にわたり断水する事態が生じました。町民の安全・安心な生活基盤の確保に向けて、関連施設の老朽更新も含めた適切な維持管理が必要です。

公共下水道は、平成 11 年に事業認可を受け、平成 16 年 3 月から一部区域で供用開始し、順次普及に努めてきました。計画区域面積 165ha に対し、令和 5 年の供用区域面積は 126ha (普及率 83.6%) となっています。

#### ④公営住宅

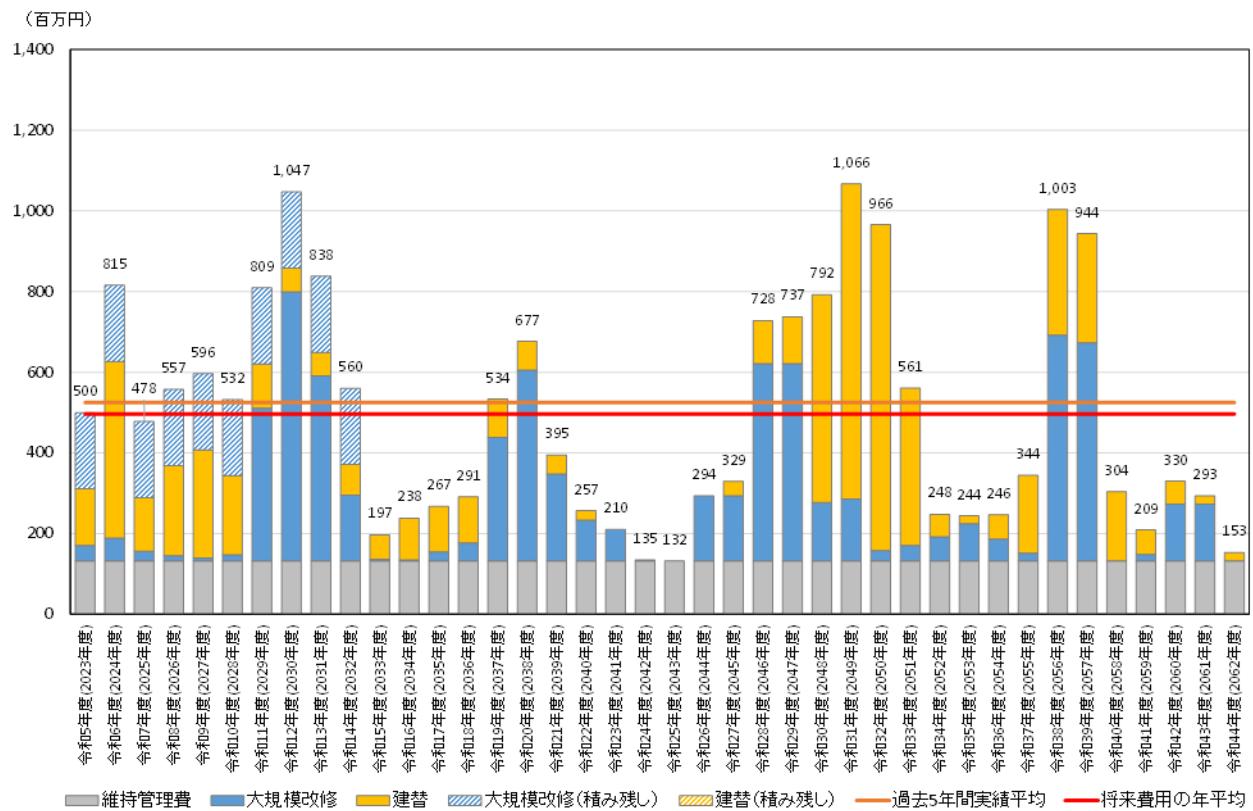
本町は、他町村と比べ民間による賃貸住宅が少ないことから、公営住宅への依存率が高い傾向にあります。また、住宅の多くは老朽化が進んでいます。

団地名	戸数	建築年度
旭団地	33	昭和45～46年度
中央団地	8	昭和54～55年度
栄団地	50	昭和49～平成2年度
清川団地	16	平成27～29年度
清丘団地	28	昭和43～46年度
御崎団地	17	昭和47年度
本町団地	0	昭和47年度
新栄団地	12	平成12年度
清住団地	18	平成16年度
計9団地	182	—

(令和5年3月現在)

#### (5) 公共施設

昭和40～50年代に整備された公共施設が更新時期に差しかかっていますが、施設の長寿命化や整備コストの平準化だけではなく、国土強靭化、防災・減災、環境負荷低減にも配慮した施設整備が求められています。



出典: 古平町公共施設等総合管理計画(2023年3月)

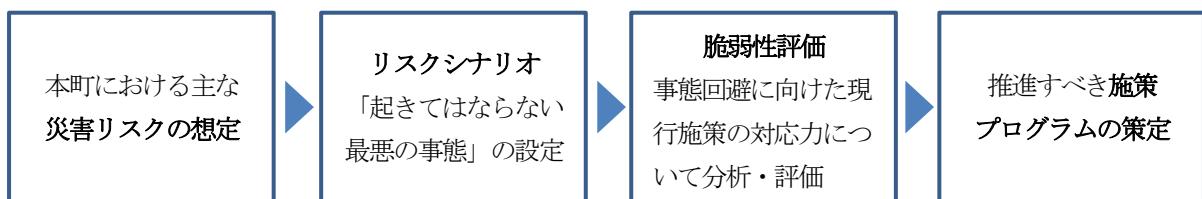
## 第3章 脆弱性の評価及び強靭化のための施策プログラム

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画に掲げる強靭化のための施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

#### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



### 2 古平町における主な災害リスクの想定

#### (1) 地震・津波

本町の位置する北海道の日本海側地域では、平成5年の「北海道南西沖地震」など、マグニチュード7を上回る比較的規模の大きな地震が発生しています。

また、「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道では他地域に比べ明治以前の地震の資料が極めて少ないため、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があることに特に留意する必要がある」と指摘され、大規模地震発生に備えた事前の地震対策が求められています。

本町においては、町民の大半が古平川沿いの比較的平坦な地域及び海岸線に沿って居住していることから、地理的条件も踏まえた地震・津波対策が必要です。

## (2) 風水害

本町では、風水害による災害が最も懸念されています。水源地である林野地帯には荒廃地が多く、豪雨時の貯水機能が低下していると考えられます。このため、土砂の流出とあいまって水害の要因ともなりやすく、また、地滑りや土砂崩れ、崖崩れによる基幹交通網の寸断による孤立化も懸念されています。

古平川沿いは洪水の危険（ハザード）地域に指定されており、平成22年には古平川氾濫による大規模な浸水被害が発生しました。

## (3) 雪害

本町は、冬季間に北西の季節風を受けるため、最深積雪は過去10カ年の平均で116.7cmに及ぶ豪雪地帯です。異常降雪等による雪害は勿論のこと、春先の融雪による古平川の増水のため、洪水が発生する危険性があります。

## (4) 原子力災害

道では、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲を、泊発電所を中心として、概ね半径5キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective action planning Zone）としています。

泊発電所から半径30キロメートル圏内に全域が含まれる本町は、古平町地域防災計画（原子力防災計画編）において、町内全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」と定めています。U P Zにおいては、防護措置の実施にあたり、原子力災害を想定した避難訓練等の充実はもとより、通信連絡設備の整備、防災資機材の整備が必要です。

## (5) 複合災害

本町は、地震、津波、風水害、雪害等の自然災害のほか、原子力災害など様々なリスクを有しており、個々の災害への対応に加えて、これらの事象が重なって発生する複合災害への対応も想定しなければなりません。

### 3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定



国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、「最悪の事態」の区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

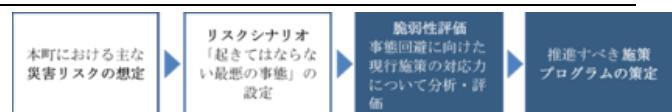
#### ■リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	原子力災害による死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4	避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2	町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3	食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1	通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1	事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

## 4 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

## 5 脆弱性評価及び強靭化のための施策プログラム



### カテゴリー1 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅、建築物等の耐震化)

##### ○ 脆弱性評価

住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

耐震化の必要性の普及を図るとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進する。

(建築物等の老朽化対策)

##### ○ 脆弱性評価

公共建築物の更新・整備に関しては、長寿命化や整備コストの平準化だけではなく、国土強靭化、防災・減災、環境負荷軽減への配慮が求められている。

また、高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に支援を必要とする避難行動要支援者に対する協力・支援については、これまでにも住民周知や意識醸成を図ってきた。加えて今後の避難施設の維持管理・整備にあたっては、バリアフリー化などについても検討する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

今後、多数の更新が見込まれる公共施設については、「古平町公共施設等総合管理計画」に沿って防災・減災やバリアフリー化の視点も含め計画的な維持管理・更新等を進める。

### (緊急輸送道路等の整備)

#### ○ 脆弱性評価

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携して、未開設区間の早期開設や補完道路の整備を図る必要がある。また、被災時に避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路に関し、国や道などと連携して未開設区間の早期開設や補完道路の整備を図る。

### (防火対策・火災予防)

#### ○ 脆弱性評価

各種災害に伴う火災の未然防止や被害低減を図るために、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

#### ○ 施策プログラム

各種災害に伴う火災の未然防止や被害低減を図るために、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する。

## カテゴリー1 人命の保護

### 1-2 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による死傷者の発生

### (土砂災害避難情報の周知)

#### ○ 脆弱性評価

土砂災害避難マップを作成・配付しているが、更なる住民周知・意識醸成の推進を図る必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

土砂災害避難マップを作成・配付しているが、更なる住民周知・意識醸成を推進する。

### (土砂災害警戒区域等の指定)

#### ○ 脆弱性評価

道が指定する土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、引き続き、危険の周知、警戒避難体制の整備等の対策を進めるとともに、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進等のソフト対策を講じる必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

道が指定する土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、引き続き、危険の周知、警戒避難体制の整備等を進める。

## カテゴリー1 人命の保護

### 1-3 大規模津波等による死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備)

##### ○ 脆弱性評価

道が公表した津波浸水想定について、引き続き津波浸水想定の見直しに応じた避難計画の改訂を推進する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

津波浸水想定や津波災害警戒区域等の変更など、津波浸水の挙動に影響を与えるような状況に変化があった場合は、津波避難計画の改訂を推進する。

## カテゴリー1 人命の保護

### 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

#### (河川洪水避難情報の周知)

##### ○ 脆弱性評価

河川洪水避難マップを作成・配付しているが、更なる住民周知・意識醸成の推進を図る必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

河川洪水避難マップを作成・配付しているが、更なる住民周知・意識醸成を推進する。

#### (河川改修等の治水対策)

##### ○ 脆弱性評価

古平川は、堆積土砂や流木等の影響により流下能力が低下しており、平成22年7月の豪雨の際には築堤を越流して市街地の一部が冠水し大きな浸水被害を招いた。このため、古平川の流下阻害解消に向けた流域防災事業や河口護岸整備事業を重点的に進める必要がある。

また、市街地を流れる町管理河川の護岸補修、河床掘削など計画的な整備が必要である。

##### ➤ 施策プログラム

過去の浸水被害の教訓を活かし、国や道などと連携して古平川の流下阻害解消に向けた流域防災事業や河口護岸整備事業、ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を防止するため整備した排水ポンプの適正な維持管理を図る。

## カテゴリー1 人命の保護

### 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

#### (暴風雪時における道路管理体制)

##### ○ 脆弱性評価

冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

除雪作業をスムーズに行うため、ホームページや防災無線などにより迅速な情報伝達を推進する。

#### (除雪体制の確保)

##### ○ 脆弱性評価

各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

##### ➤ 施策プログラム

各道路管理者間の情報共有や連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めるとともに、安定した除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的維持管理・更新を図る。

## カテゴリー1 人命の保護

### 1-6 原子力災害による死傷者の発生

#### (防災関係機関相互の連携)

##### ○ 脆弱性評価

平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、道、北後志消防組合、余市警察署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、連携体制を強化する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

平常時から国、道、北後志消防組合、余市警察署、原子力事業者などの関係機関と原子力防災について相互に情報交換し連携強化を図る。

### (人材及び防災資機材の確保等に係る連携)

#### ○ 脆弱性評価

地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、道、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図る必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び資機材の確保等に関し、国、道、原子力事業者等との連携強化を図る。

### (通信連絡体制の整備)

#### ○ 脆弱性評価

平常時から情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持に努め、また、複合災害に備え、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、災害に強い通信連絡体制の充実強化を図る必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

平常時から情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、複合災害に備え、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、通信連絡体制の充実強化を図る。

## カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

### 2-1 消防、警察、自衛隊等による救助・救急活動の停滞

#### (関係機関の体制整備)

##### ○ 脆弱性評価

地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

また、消防の災害対応能力、救急搬送体制強化のために必要となる人材の育成、資機材の整備を図る必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化するほか、消防の災害対応能力、救急搬送体制強化のために必要となる人材の育成、資機材の整備を図る。

## カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

### 2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

#### (被災時の医療体制の確保)

##### ○ 脆弱性評価

町内全域規模の災害が発生した場合には、医療従事者が絶対的に不足する状況であることから、平時から近隣の関係医療機関と連携を図るとともに、国、道からの支援受入体制を整備する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

町内全域規模の災害が発生した場合など医療従事者が不足する状況を想定し平時から近隣の関係医療機関と連携を図るとともに、国、道からの支援受入体制を整備する。

#### (災害時における福祉的支援)

##### ○ 脆弱性評価

災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援を確保する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援を確保する。

### (保健所機能等の充実)

#### ○ 脆弱性評価

災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を適切に受けられるような体制を確保するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制の整備、災害時の避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進する。

### カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

#### 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

#### ○ 脆弱性評価

地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など適宜協定内容の見直しを行うとともに、防災訓練など平時の活動を充実する必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など適宜協定内容の見直しを行うとともに、防災訓練など平時の活動の充実を図る。

### (非常用物資の備蓄促進)

#### ○ 脆弱性評価

家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。

物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送並びに広域での応援体制の整備を図る必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、家庭や企業等における自発的な備蓄の啓発に取り組む。

物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送並びに広域での応援体制の整備を図る。

## カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

### (避難場所の指定・整備・普及啓発)

#### ○ 脆弱性評価

現在、指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを図る。

### (避難者等の生活環境の改善)

#### ○ 脆弱性評価

避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッド およびプライバシーに配慮したパーティションの設置など生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、十分なトイレ環境の向上を図ることが必要である。

#### ➤ 施策プログラム

炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を図る。

### カテゴリー3 行政機能の確保

#### 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

##### (災害対策本部の機能強化)

###### ○ 脆弱性評価

防災訓練や災害対応の経験を基に災害対策本部機能や実施体制の検証を行うとともに、地域防災計画等を見直すなどして、災害対策本部の機能強化を図る必要がある。

また、災害対策本部や避難所など災害対策の拠点として活用する庁舎等（複合施設）の機能を確保するために、情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実・強化を図る必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

災害対策本部や避難所など災害時の拠点として活用する庁舎等（複合施設）の機能を確保するために、情報通信や自家発電など発災時に必要な設備の充実・強化を図る。

##### (行政の業務継続体制の整備)

###### ○ 脆弱性評価

業務の執行体制、対応手順及び継続に必要な資源の確保等を定めた古平町業務継続計画（古平町BCP）に基づき、業務継続体制の整備を促進する必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

業務執行体制、対応手順及び業務継続に必要な資源の確保等を定めた古平町業務継続計画（古平町BCP）に基づき、体制整備を促進する。

##### (広域応援・受援体制の整備)

###### ○ 脆弱性評価

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合の広域応援・受入体制の構築を図る必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制の構築を図る。

##### (警察による警備体制の充実及び警備体制の強化)

###### ○ 脆弱性評価

発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や、警察と関係機関・団体等との連携による警備体制の強化を図る必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や、警察と関係機関・団体等との連携による警備体制の強化を図る。

#### カテゴリー4 経済活動の機能維持

##### 4-1 長期的又は広範囲な サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における事業推進体制の強化)

###### ○ 脆弱性評価

町内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図り計画策定を支援するとともに、ゼロカーボンシティふるびら推進戦略に基づき、町内事業者の再生可能エネルギー等導入に向けた補助事業活用等を促進する必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

ゼロカーボンシティふるびら推進戦略に基づき、町内事業者の再生可能エネルギー等導入に向けた補助事業活用等を促進する。

#### カテゴリー4 経済活動の機能維持

##### 4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通ネットワークの整備)

###### ○ 脆弱性評価

防災対策上必要な迂回路として想定される道路の未開設区間や、原子力災害発生時の避難に必要な補完道路について、早期の整備を図り災害時における地域住民の移動手段を確保する必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐災害性を高める取組を推進する。

#### カテゴリー4 経済活動の機能維持

##### 4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食料生産基盤の整備)

###### ○ 脆弱性評価

本町の水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料供給に大きな影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、古平漁港をはじめとした関連施設の耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、水産加工施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

###### ➤ 施策プログラム

高い食料供給力を持つ本町水産業の生産基盤が打撃を受けた場合、食料供給に大きな影響を及ぼすと危惧されるため、古平漁港をはじめとした関連施設の耐震化や老朽更新など防災・減災対策を図る。

## (水産業の体質強化)

### ○ 脆弱性評価

本町の水産業は担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、将来にわたって食料の安定供給に貢献していくためには、経営安定化対策や担い手の育成支援など、水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

### ➤ 施策プログラム

本町の水産業は担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、将来にわたって食料の安定供給に貢献していくために、経営安定化対策や担い手の育成支援など、水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する。

## カテゴリー4 経済活動の機能維持

### 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

#### (森林の保全)

### ○ 脆弱性評価

大災害等による森林の荒廃は、国土強靭化に大きな影響を与える問題となることから、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止策を進めるとともにエゾシカなど野生動物による森林被害の防止対策を推進する必要がある。

### ➤ 施策プログラム

大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害の防止策を図るとともに、エゾシカなど野生動物による森林被害の防止対策を推進する。

## カテゴリー5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

#### (関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化)

##### ○ 脆弱性評価

関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制の強化をより一層推進する。

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

##### ○ 脆弱性評価

非常災害時の通信確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る必要がある。

また、住民等への災害情報の伝達手段として防災行政無線だけではなく、ホームページや「Lアラート（公共情報コモンズ）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を強化するとともに、安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線を活用するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を推進する。

#### (防災教育等の推進)

##### ○ 脆弱性評価

町職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図る必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

町職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図る。

## カテゴリー5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

#### ○ 脆弱性評価

ゼロカーボンシティふるびら推進戦略に基づき、風力や太陽光発電の導入促進によるエネルギーの地産地消を進め、災害時の地域内の電源確保等に努める必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

ゼロカーボンシティふるびら推進戦略に基づき、風力や太陽光発電の導入によるエネルギーの地産地消を進め、災害時の地域内の電源確保等を図る。

## カテゴリー5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の老朽化対策等)

#### ○ 脆弱性評価

災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽更新など計画的な整備を促進する必要がある。

また、水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

災害時においても給水機能を維持するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽更新など、計画的な整備を図る。

(下水道施設等の老朽化対策等)

#### ○ 脆弱性評価

本町の下水道は平成11年度に当初認可を受けた比較的新しい施設であるが、機械設備や電気設備については更新時期に差し掛かっていることから、機能の確保のため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、関連施設の維持管理、老朽更新等を計画的に進めていく必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

## カテゴリー5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

### 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

#### (道路施設の防災対策等)

##### ○ 脆弱性評価

橋梁の耐震化や老朽化対策について着実な整備を推進するとともに、その他の道路施設についても、計画的な更新を含め適切な維持管理に努める必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

橋梁の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、その他の道路施設についても、適切な維持管理、計画的な更新に努める。

## カテゴリー6 迅速な復旧・復興等

### 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### (災害廃棄物の処理体制の整備)

##### ○ 脆弱性評価

復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を処理するため、古平町地域防災計画に定める廃棄物等処理計画に基づき、道や他市町村と連携して災害廃棄物の処理に関し迅速に対応する必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

古平町地域防災計画に定める廃棄物等処理計画に基づき、道や他市町村と連携して災害廃棄物を迅速に処理できる体制を検討する。

#### (仮設住宅等の迅速な確保)

##### ○ 脆弱性評価

被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国等と連携しながら必要な支援方法の検討を行う必要がある。

##### ➤ 施策プログラム

事前に仮設住宅用地等の選定を行うとともに、復旧時には一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定に基づき、迅速な応急仮設住宅の確保に努める。

また、住家被害認定調査において不動産鑑定士の活用等を図るため、日本不動産鑑定士協会連合会との連携に努める。

## カテゴリー6 迅速な復旧・復興等

### 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

#### (災害対応に不可欠な建設業等との連携)

##### ○ 脆弱性評価

古平町地域防災計画に基づき、町と古平町建設協会で災害時の連携協力に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、復旧を担う人材が不足する事態も見込まれるため、町と古平町建設協会のより一層の連携や、国（北海道開発局）、北海道、自衛隊などの関係団体との連携強化が必要である。

##### ➤ 施策プログラム

大規模災害の発生により、復旧を担う人材が不足する事態も見込まれるため、町と古平町建設協会のより一層の連携や、国、道などの関係団体との連携強化に努める。

### (地域コミュニティ機能の維持・活性化)

#### ○ 脆弱性評価

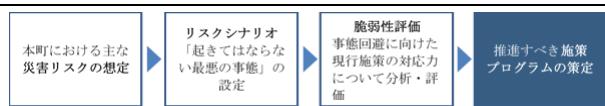
人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

#### ➤ 施策プログラム

災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、地域を支える人材の確保・定着に取り組むとともに、買い物や生活交通の確保など、地域が主体となった取組を促進することにより、集落機能の維持・活性化を図る。

## 6 施策プログラムの推進と重点化

### (1) 重点化の考え方



国土強靭化地域計画の策定に関する国の指針では、強靭化を図る取組について「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされており、大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策の推進に必要な財源には制約があることから、本計画の実効性を確保するために施策の重点化を図る必要があります。

### (2) 重点化する施策

脆弱性評価で確認した課題等を踏まえ、本町では次の 12 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に関する施策を重点化の対象とします。

#### (ア) 直接死を最大限防ぐための施策

平成 30 年の北海道胆振東部地震では震度 7 が記録されており、仮に本町で発生した場合には、かつて経験したことがないような甚大な人的被害が想定されることから、あらゆる自然災害に対して直接死を最大限防ぐため、これに関する施策を重点化の対象とします。

1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
1-2	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による死傷者の発生
1-3	大規模津波等による死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮や防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
1-6	原子力災害による死傷者の発生
2-1	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### (イ) 関連死を最大限防ぐための施策

令和 6 年能登半島地震では、道路寸断による孤立や断水等によりトイレが使えない状況が多数発生しており、本町においても同様の地理的特徴を有することから、災害関連死を最大限防ぐため、これに関する施策についても重点化の対象とします。

2-2	被災地における医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-4	避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
5-4	地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

## 第4章 計画の推進管理

### 1 計画の推進期間等

---

地域強靭化の実現のためには、社会経済情勢の変化や国全体の強靭化施策の推進状況などを勘案して施策を推進する必要があることから、本計画の推進期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までの5年間とします。

なお、計画の推進期間内であっても、社会経済情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」の変更等により計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、所要の見直しを行うこととします。また、本計画は、本町の他の分野別計画における地域強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくこととします。

### 2 施策の推進管理

---

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の関係課を中心に、国や道などと連携を図りながら、個別施策の進捗状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

### 3 古平町強靭化のための推進事業

---

本計画の推進に資する主な関連事業を巻末の別表に掲げるものとします。

なお、掲載事業は必要に応じて隨時見直しを行います。

## 【別表】 古平町強靭化のための主な推進事業

本表は、古平町国土強靭化地域計画の推進に資する主な関連事業を掲げるものです。  
なお、計画推進期間内であっても、必要に応じて掲載事業の見直しを行います。

### 【主な推進事業：令和7年3月現在】

#### 1. 町実施事業

事業名	地区・箇所名など	国交付金・補助金の申請（予定）	交付金・補助金の所管省庁
古平町管内道路舗装修繕事業	町内一円	社会資本整備総合交付金	国土交通省
古平町管内橋梁長寿命化事業	町内一円	道路局所管国庫補助金	国土交通省
古平町管内除排雪事業	町内一円	社会資本整備総合交付金	国土交通省
歌棄稻荷沢線凍雪害防止事業	大字歌棄町	社会資本整備総合交付金	国土交通省
公営住宅等長寿命化事業	清住団地 外	社会資本整備総合交付金	国土交通省
簡易水道施設更新事業	町内一円 (電気設備更新等)	簡易水道等施設費国庫補助金	国土交通省
下水道ストックマネジメント事業	町内一円 (電気設備更新等)	社会資本整備総合交付金	国土交通省

#### 2. 国直轄事業

事業名	箇所名	整備予定施設	実施主体
直轄特定漁港漁場整備事業	古平漁港	防波堤、岸壁、道路、用地等	国土交通省 (北海道開発局)

古平町国土強靭化地域計画  
令和7年（2025年）3月発行

発行：北海道古平町

編集：古平町企画課

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50

T E L 0135-48-9836（直通）

<http://www.town.furubira.lg.jp/>